

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇一三五一一号

### 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市中野一丁目二千八百九十八番地一二

二千九百番地一二

### 三 雨水流出し抑制施設の容量

容量 千二百七十八・五九五立方メートル